

令和5年度

農業委員会臨時総会議事録

市川市農業委員会

市川市農業委員会臨時総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月20日（木）午後3時30分～午後4時30分

2. 開催場所 市役所第1庁舎 5階 第4委員会室

3. 出席委員 10人

委員	朝倉 一江
	石井 宏
	石橋 弘嗣
	板橋 利行
	太田 裕士
	岡崎 博一
	小川 治夫
	小沢 伊知郎
	神澤 晶子
	山野 孝一

4. 農業委員会臨時総会次第

1 委員への辞令交付

2 市長挨拶

3 農業委員紹介

4 議案第1号 臨時議長の選出

議案第2号 会長の選出

議案第3号 会長職務代理者の選出

議案第4号 議席の指定及び調査班の編成

議案第5号 議事録署名等委員の指名

議案第6号 農地利用最適化推進委員の承認

5 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	藤城 久保
次 長	舘野 裕之
主 査	大山 幹夫
主 任	山崎 武敏
書 記	土田 啓介

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>皆さまこんにちは。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の藤城でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、令和5年6月市議会定例会におきまして、市川市農業委員会委員として議会の同意を得ました方々に、副市長から辞令を交付いたします。</p> <p>お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、副市長の前へお進みください。それでは副市長、よろしくお願いいたします。</p> <p>(副市長から委員へ任命辞令を渡す)</p>
事務局長	<p>それでは、ただいまから農業委員会臨時総会を開催いたします。</p> <p>本日は、農業委員に任命の後最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、市長が招集いたしました。</p> <p>はじめに、副市長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(副市長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>副市長はここで退席いたします。</p> <p>(副市長退席)</p>
事務局長	<p>続きまして、委員の皆様方のご紹介を行います。</p> <p>恐れいりますが、順番に自席にて自己紹介をお願いいたします。</p> <p>(自己紹介)</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p>

臨時議長	<p>議案第1号「臨時議長の選出」でございます。</p> <p>市川市農業委員会会議規則の規定により農業委員会会長が議長を務めることとなりますが、今回は委員任命後初の総会でございますので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長の委員に臨時議長となつていただき、議事の整理をお願いいたします。</p> <p>年長の委員は石橋弘嗣委員であります。</p> <p>石橋委員、議長席に移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます石橋弘嗣でございます。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、議案第2号「会長の選出」でございます。</p> <p>選出方法について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>農業委員会等に関する法律におきまして、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」と規定されております。</p> <p>これに基づきまして、会長の選出について委員の皆様でご協議いただきますようお願いいたします。</p>
臨時議長	<p>事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>それでは、まず、立候補者の有無を確認いたします。</p> <p>自薦でも他薦でも結構ですので、会長に立候補する方がおりましたら挙手の上、発言をお願いいたします。</p>
委 員	<p>「石橋委員」を推薦します</p>
臨時議長	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>候補者が「石橋弘嗣」一人で他におられないようですので、ここでお諮りいたします。</p> <p>農業委員会会長に「石橋弘嗣」を選出することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>臨時議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>「挙手全員」でありますので、農業委員会会長は、「石橋弘嗣」とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、会長が決まりましたので、これをもちまして臨時議長の任をおろさせていただきます。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>皆様方のご推挙により、大変僭越ではございますが、会長職を仰せつかりました「石橋弘嗣」です。</p> <p>今後とも、委員の皆様方のご協力をいただきながら会長職を務めさせていただきます。</p> <p>どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次第に従いまして議事を進めます。</p> <p>議案第3号「会長職務代理者の選出」でございます。</p> <p>それでは、まず、立候補者の有無を確認いたします。</p> <p>自薦でも他薦でも結構ですので、会長職務代理者に立候補する方がおりましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(自薦・他薦)</p> <p>「小川委員」を推薦します。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>候補者が「小川治夫委員」一人で他におられないようですので、ここでお諮りいたします。</p> <p>会長職務代理者に「小川治夫委員」を選出することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長</p>	<p>「挙手全員」でありますので、会長職務代理者は「小川治夫委員」とすることに決定いたします。</p> <p>「小川委員」、会長職務代理者席に移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、「小川会長職務代理者」からご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>皆様方のご推挙により、会長職務代理者の職務を仰せつかりました「小川治夫」でございます。</p> <p>今後とも会長を補佐する立場として、皆様方のご協力をいただきながら精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議案第4号「議席の指定及び調査班の編成」でございます。</p> <p>まず、議席の指定につきましては、市川市農業委員会会議規則第5条により、「委員の任命後最初に開かれる会議において会長が定める。」ことになっております。</p> <p>また、調査班の編成につきましては、市川市農業委員会調査班の設置要綱第3条により、「調査班は、会長及び職務代理者を除く委員で構成し、各班の委員の数は2名によるものとし、委員の配置は、会長が定めるものとする。」ことになっております。</p> <p>しかしながら、つい先ほど会長に就任したばかりでありますので、準備する時間をいただきたいと思います。</p> <p>会長職務代理者と協議してから、皆様にご報告いたしますので、暫時休憩いたします。</p> <p>再開は10分後の16時10分といたします。</p> <p>(休 憩)</p> <p>(会議再開)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>事務局より議席及び調査班の編成を配布いたします。</p>

(資料1を配付)

議席1番 板橋 利行 委員
2番 石井 宏 委員
3番 小沢 伊知郎 委員
4番 朝倉 一江 委員
5番 太田 裕士 委員
6番 山野 孝一 委員
7番 岡崎 博一 委員
8番 神澤 晶子 委員
9番 小川 治夫 会長職務代理者
10番 石橋 弘嗣

以上となります。

次に、調査班の編成については、会長及び会長職務代理者を除く8名を1班2名で4班といたします。

議席番号順に、

第1班は、板橋委員と石井委員

第2班は、小沢委員と朝倉委員

第3班は、太田委員と山野委員

第4班は、岡崎委員と神澤委員

以上となります。

議席及び調査班の編成については、ただいま、読み上げましたとおりとなりますので、よろしく願いいたします。

議席及び調査班が決定いたしましたので、それぞれの議席に移動をお願いいたします。

(各委員は自分の議席へ移動)

それでは、議席と調査班が決まりましたので、次に調査班の班長を決めた

<p>議 長</p>	<p>いと思います。</p> <p>市川市農業委員会調査班の設置要綱により、「調査班の班長は構成委員の互選又は会長の指名によるものとする。」と規定されております。</p> <p>この際、お諮りをいたします。</p> <p>会長の私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、各調査班の班長は私から指名させていただきます。</p> <p>第1班 班長 「板橋委員」 第2班 班長 「小沢委員」 第3班 班長 「太田委員」 第4班 班長 「岡崎委員」</p> <p>以上のおりでございます。</p> <p>次に、議案第5号「議事録署名等委員の指名」でございます。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>それでは、1番の「板橋委員」、2番の「石井委員」に お願いいたします。</p> <p>次に、議案第6号「農地利用最適化推進委員の承認」でございます。 事務局より資料を配布しますのでしばらくお待ちください。</p> <p>(資料2、3-1、3-2を配付)</p>

議 長	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第6号「農地利用最適化推進委員の承認」について、ご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>農地利用最適化推進委員は「市川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」により、定数は6人と規定されており、農業委員会で承認した後、委嘱するものです。</p> <p>推進委員の選任にあたっては、市公式Webサイト、広報いちかわ及び農業委員会だより等で募集を行った結果、9人の応募があり、令和5年3月23日に「市川市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」を開催し、候補者の評価を行いました。</p> <p>評価結果については、資料2をご覧ください。</p> <p>資料3-2の審査基準内規に基づき、応募のあった9人について、性別、専業・兼業別、推薦の有無等、審査項目ごとの配点を合計した点数の多い順に並べられており、その右の欄には応募者が希望する区域と評価結果による区域が記載されております。</p> <p>農地利用最適化推進委員に委嘱する6人については、第1区域から第6区域において、担当区域を定める必要があります。</p> <p>評価結果により、第1区域及び第3区域から第6区域については候補者として決定されましたが、第2区域は2人の評価点数が同点となったため、全国農業委員会職員協議会が令和3年6月に作成した「新制度の農業委員会に関するQ&A」の中で、委嘱する際の留意点である「推進委員は、地域の農地所有者や農業者の協力を得て、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく能力が必要である。」との観点から評価することとしました。</p> <p>その結果、地域の農地所有者等の協力を得て、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく能力があるのは、候補者2番と決定いたしました。</p> <p>よって、選出された推進委員は、担当区域毎に、</p> <p>第1区域 久保田 章 氏、</p> <p>第2区域 富田 憲一 氏、</p> <p>第3区域 皆川 佳広 氏、</p>

	<p>第4区域 石井 悦史 氏、 第5区域 大滝 與鷹 氏、 第6区域 平田 秀行 氏 の6名でございます。 説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。 それでは、お諮りいたします。 議案第6号「農地利用最適化推進委員の承認」について、この6名を決定することにご異議ありませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、農地利用最適化推進委員は全会一致により、この6名に決定いたします。 なお、委嘱状の交付につきましては、8月7日に開催される定例総会を予定しておりますのでご了承ください。 それでは、お手元の資料を回収させていただきます。 (資料2、3-1、3-2を回収)</p>
議 長	<p>次に、会議次第5の「その他」でございます。 事務局より資料を配布しますのでしばらくお待ちください。</p>

<p>議 長</p>	<p>(資料4を配付)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>定例総会の議事案件に関する令和6年3月末までの現地調査予定については、配付しました資料4のとおりであります。</p> <p>また、調査の内容については、「付託等調査日に行う内容」をご覧ください。</p> <p>農地関係は、主に農地法第3条、4条、5条許可申請等に係る調査、農政関係は、主に相続税の納税猶予関係等の調査でございます。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>令和5年8月定例総会の議事案件の調査付託でございますが、農地関係については第1班に、農政関係については第3班に、それぞれお願ひいたします。</p> <p>次に、審議会等委員の取扱いについて報告いたします。</p> <p>現在、市長の附属機関として審議会が設置され、「都市計画審議会」及び「環境審議会」の委員には、農業委員会から1名ずつ選出しております。</p> <p>つきましては、両審議会とも現在、会長職務代理者があて職として選出されておりますので、「小川会長職務代理者」にお願ひいたします。</p> <p>次に、「国有財産管理人」は、引き続き「太田委員」にお願ひいたします。</p> <p>次に、経済観光部農業振興課が所管している「都市農業振興対策協議会」の委員は、会長のあて職となっておりますので、私が委員を務めます。</p> <p>最後に、「農業委員会だより」の編集委員の選出についてであります。農業委員会だよりは、会長、会長職務代理者及び班長2人の計4人が編集委員となり、年2回発行しております。</p> <p>今期の編集委員は、第1班と第2班の班長にお願ひしたいと思っておりますのでご了承願ひます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、臨時総会を閉会いたします。</p> <p>長時間にわたり、ご協力をいただきありがとうございました。</p>